

様式第28号(第3条関係)

情報公開・個人情報保護審議会への諮問書

本福発第 149 号
平成22年5月31日

本庄市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 様

本庄市長 吉田 信解

本庄市個人情報保護条例の規定により下記の内容について、諮問します。

対 象 と な る 個 人 情 報	①住民基本台帳、②外国人登録原票 ③介護保険被保険者台帳 ④身体障害者手帳所持者名簿、⑤療育手帳所持者名簿 ⑥精神障害者保健福祉手帳所持者名簿
該 当 事 項	<input type="checkbox"/> 思想、信条等を収集する場合(条例第5条第2号) <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用をしようとする場合(条例第10条第2項第6号) <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供をしようとする場合(条例第10条第2項第6号) <input type="checkbox"/> 電子計算機の接続をしようとする場合 (条例第13条第1項第2号) <input type="checkbox"/> 不開示決定しようとする場合(条例第16条第10号)
該 当 事 項 と なる 事 由	「本庄市災害時要援護者避難支援プラン」及び「個別支援計画」策定のため、総務部及び健康福祉部が保有する情報の活用が不可欠であります。本庄市個人情報保護条例第10条に定める目的外利用にあたるため、同条第2項第6号の規定に基づく目的外利用の是非及び民生委員等第三者に提供することについて、本審議会の意見を求めるものです。
担 当 課	総務部 市民課(電話25-1112(内線)1112) 健康福祉部 福祉課(電話25-1142(内線)1611) 介護いきがい課(電話25-1127(内線)1811)
備 考	

- 目的外の利用・提供制限の例外事項について（本庄市個人情報保護条例第10条第2項第6号）

【災害時要援護者支援プラン・個別支援計画の策定関係】

1. 諮問理由

近年、全国的に多発する自然災害において、犠牲者の多くが高齢者や障害者等であることから、災害時に自力で避難することが困難な者（以下「要援護者」という。）に対する支援の重要性が防災対策上喫緊の課題となっています。

国は、平成16年7月の梅雨前線による豪雨や台風等による高齢者等の避難状況を踏まえ、災害時要援護者の避難支援体制の整備に向けた取組を進める場合の指針・参考資料となる「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を平成18年3月に策定するとともに、平成19年12月には、平成21年度までを目途として「災害時要援護者避難支援プラン」を策定するよう自治体に通知しました。

このことから、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本庄市地域防災計画に基づき、本市における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方を「本庄市災害時要援護者避難支援プラン」として定めるものです。

また、災害時要援護者の避難誘導を迅速かつ的確に行うため、要援護者本人又はその家族等とともに、個々に対応する支援者や支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別支援計画を作成します。作成にあたっては、民生委員・児童委員協議会、自主防災組織、自治会、消防団及び本庄市社会福祉協議会などに協力を依頼して作成し、共助（地域）を基本とした避難準備（要援護者避難支援）情報を発令するとともに災害発生時においては、個別支援計画を基に計画的、組織的な支援を実施します。

この個別支援計画策定のためには、総務部及び健康福祉部が保有する情報の活用が不可欠であります。本庄市個人情報保護条例第10条に定める目的外利用にあたるため、同条第2項第2号の規定に基づく内部情報収集、同条第2項第6号の規定に基づく目的外利用の是非及び民生委員等第三者に提供することについて、本審議会の意見を求めるものです。

2. 事業目的

防災業務は、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害を軽減することを目的としています。

災害時における情報の収集は、効果的な災害対応をするうえで重要な活動であり、これらの情報を事前に得ることにより、迅速な活動が促されます。

特に要援護者は、避難に要する時間がかかることから、情報の早期伝達、避難の支

援を行うことにより要援護者の安全性を図るものです。

※健康福祉部福祉課が要援護者の情報管理を行います。

3. 要援護者の対象となる者

要援護者とは、災害が発生した場合に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する、次に掲げる在宅の者です。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 70歳以上のみの世帯の者
- (3) 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護度4以上の認定を受けている者
- (4) 身体障害者手帳の交付を受けている人のうち、1級から3級までの認定を受けている者
- (5) 療育手帳の交付を受けている人のうち、障害の程度が、㊤、A又はBの判定を受けている者
- (6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、1級又は2級の判定を受けている者
- (7) その他避難支援が必要と認められる者

4. 目的外利用する個人情報及び活用方法

(1) 総務部

○市民課

①目的外利用する個人情報

住民基本台帳又は外国人登録原票による上記「3. 要援護者の対象となる者」の氏名、性別、住所及び生年月日

②活用方法

上記個人情報を、郵送による個人への通知によって目的外利用についての本人同意を得たり、又は必要に応じて民生委員などの家庭訪問によって本人同意を得るために活用する。

(2) 健康福祉部

○福祉課

①目的外利用する個人情報

ア 身体障害更生指導台帳（総合保健福祉システム）により1級から3級までに該当する身体障害者の氏名、性別、住所、生年月日及び障害等級

イ 療育手帳交付台帳（総合保健福祉システム）により㊤、A又はBの判定を受けている知的障害者（療育手帳保有者）の氏名、性別、住所、生年月日及び障害等級

ウ 精神障害者保健福祉手帳台帳（総合保健福祉システム）により1級又は2

級の判定を受けている精神障害者の氏名、性別、住所、生年月日及び障害等級

②活用方法

上記個人情報を、郵送による個人への通知によって目的外利用についての本人同意を得たり、又は必要に応じて民生委員などの家庭訪問によって本人同意を得るために活用する。

○介護いきがい課

①目的外利用する個人情報

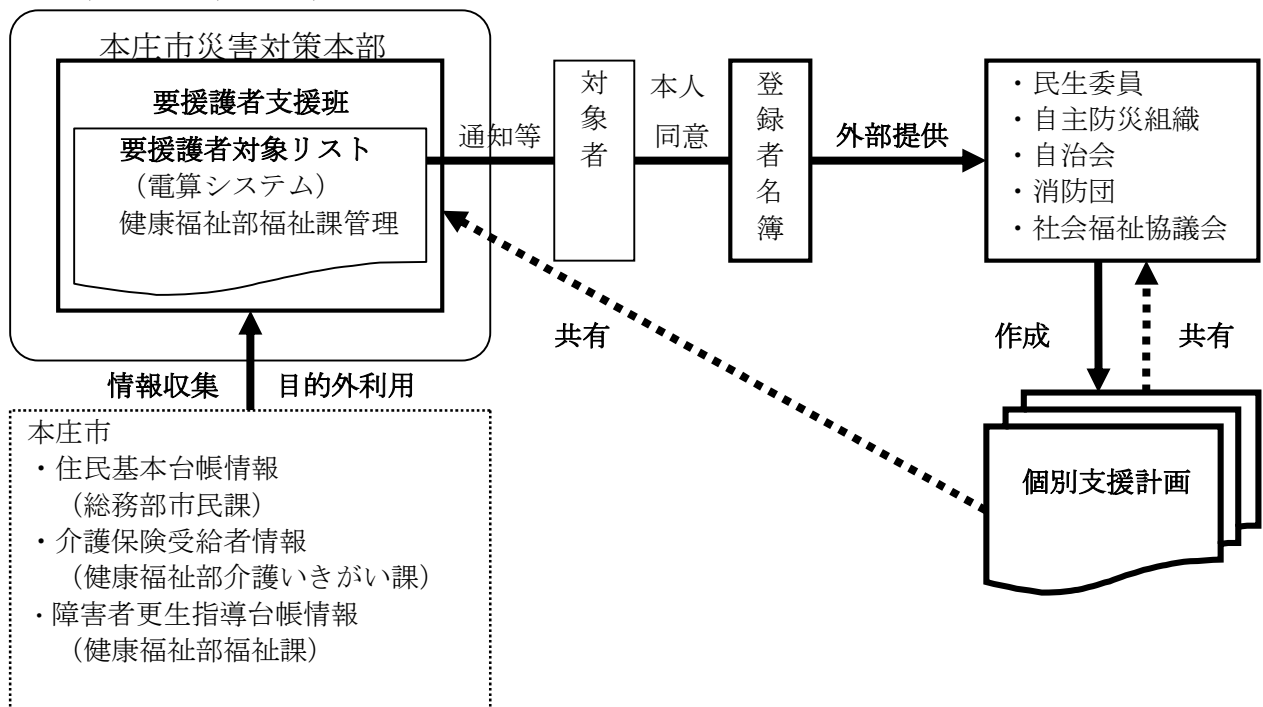
介護保険受給者台帳により要介護度4以上の認定を受けている要介護者の氏名、性別、住所、生年月日及び介護度

②活用方法

上記個人情報を、郵送による個人への通知によって目的外利用についての本人同意を得たり、又は必要に応じて民生委員などの家庭訪問によって本人同意を得るために活用する。

5. 諮問事項

- (1) 要援護者支援班による情報収集(本庄市個人情報保護条例第10条第2項第2号)
- (2) 総務部及び健康福祉部が保有する個人情報の目的外利用(本庄市個人情報保護条例第10条第2項第6号)
- (3) 個別支援計画を作成する際に、民生委員・児童委員協議会、自主防災組織、自治会、消防団及び本庄市社会福祉協議会などへの情報提供(本庄市個人情報保護条例第10条第2項第6号)



6. 本人同意後の個人情報の保護

災害時の要援護者に対する支援とはいえ、共助の民生委員・児童委員協議会、自主防災組織、自治会、消防団、公助の本庄市社会福祉協議会、警察署、消防本部とかなりの団体や関係機関に情報を提供することになります。

共助者に対しては、取扱いのルールを定め個人情報保護について周知徹底を図るとともに、誓約書の提出を求めるものとします。

公助者に対しても、同等の徹底を図ります。

なお、福祉課で管理するすべての情報は、電子データファイルとし外部からのアクセスは不可能といたします。

いずれにしましても、データ運用管理を明確にし、個人情報の保護に万全を期してまいります。

■参 考

1 整備する個人情報

(1) 要援護者対象リスト

①要援護者対象リストの作成

要援護者対象リストを、次に掲げる目的に限り使用するために作成します。

ア 要援護対象者の把握調査

イ 個別支援計画作成の基礎資料

②要援護者対象リストに記載する情報

ア 氏名

イ 性別

ウ 自治会名

エ 住所

オ 生年月日

カ 年齢

キ 連絡先

ク 登録区分

ケ 特記事項

③要援護者対象リストの更新

要援護者対象リスト（副本を含む。）を年一回更新します。その際、古い要援護者対象リストは回収・廃棄します。

④要援護者対象リストの管理

要援護者対象リストを紛失しないよう厳重に管理するとともに、要援護者対象リストに記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密などプライバシーに十分配慮し、適切に管理します。また、支援する役割を離れた後も同様とします。

(2) 個別支援計画（本人同意による）

①個別支援計画の作成

要援護者の避難誘導を迅速かつ的確に行うため、要援護者本人又はその家族等とともに、個々に対応する支援者や支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別支援計画を作成します。作成にあたっては、民生委員・児童委員協議会、自主防災組織、自治会、消防団及び本庄市社会福祉協議会に協力を依頼して作成します。

②個別支援計画に記載する事項

- ア 自治会名
- イ 避難支援者
- ウ かかりつけの医療機関
- エ 携行する医薬品等
- オ 情報伝達での留意事項
- カ 避難誘導時の留意事項
- キ 避難先の留意事項
- ク 避難経路図
- ケ 要援護者本人の同意
- コ 避難支援者本人の同意

③個別支援計画の運用と管理

要援護者の個別支援計画を健康福祉部福祉課で、電子データで管理を行い、地区（自治会）ごとにまとめ、共助の民生委員・児童委員協議会、自主防災組織、自治会、消防団、公助の本庄市社会福祉協議会、警察署、消防本部に提出し、災害発生時に運用する。

また、管理については、同意時に随時登録し、抹消は定期的にまとめ、共助者及び公助者に提出する。（予定）